**令和5年度　家 庭 教 育 学 級 開催要項**

1. 趣　旨：家庭教育は、すべての教育の出発点と言われています。

　　　　　　家庭教育学級では、親やこれに準ずる大人が乳幼児期からの子どもの発達段階に合わせ、基本的生活習慣・生活能力・基本的倫理観など、子どもの「生きる力」を育むために、家庭、地域、学校との連携を図り、子育てや親業を学んだり、悩みを話し合ったりする「場」を構築することを目的で開設します。

1. 主　催：西原町教育委員会 生涯学習課
2. 対　象：西原町内小学校・中学校ＰＴＡ、地域自治会、西原町内学童

に在籍する親及び家庭教育に関心をもつ成人

1. 内　容：講話、実技体験、視察研修など家庭教育に関すること。
2. 子どもの心身の成長、発達に応じたもの
3. 家庭生活（子育て、食育、親子のコミュニケーション）
4. 子どもを取り巻く社会環境に関するもの
5. 調理、伝統工芸、農業など体験できるもの（**子どもだけの参加は不可**）
6. 開設回数：（目安）年間合計１２学級・・・Ｐ　Ｔ　Ａ　　８学級

　　　　 地　域・学童　４学級

1. 申し込み：公募制・・・年間計画（家庭教育学級開設予定）申し込み

**令和5年5月22日(月) ～ 7月7日(金)**

**※**募集期間中であっても、すでに決定されている、或は開設を希望の場合は担当と

相談の上、先行実施も可能です。

**※**尚、開設数に限りがあり、定数に達し次第受付終了いたします事もご了承ください。

1. 家庭教育学級地域・学童の開設選考基準（優先順位）
2. 過去に家庭教育学級を実施したことのない自治会、学童。
3. 開設実施した年度の古い自治会、学童。
4. 上記の要件が同例の場合、企画書の優劣によって決定します。

※優劣（家庭教育の趣旨に準じているか）は、生涯学習課で判定します。

1. 申込方法：申請書（別紙「様式１年間計画書」）

に記入の上、生涯学習課へ提出（令和5年5月22日～7月7日期限厳守）

★年間計画書の提出はＦＡＸでも可。

★年間計画書を受理された後、「様式２ 学級企画書」毎学級を提出

**※**その際、生涯学習課担当者が企画メニュー・例示、講師紹介、利用施設等の支援をします。

９．講師選定：相談に応じます。尚、開設部局側ですでに選定している場合、講師本人の承諾を得る前に、生涯学習課へ連絡してください。

　　　　　　　☆講師謝礼金額、また所得税（復興特別所得税を含む）10.21％が差し引かれる事の有無（個人或いは事業所）確認が必要。

☆講師依頼書等の発送の為、講師御本人所在地確認が必要。

１０．助手謝礼：助手等の謝礼金はありません。

１１．経　 費：学級運営に伴う経費は生涯学習課が負担する。尚、教材費、飲食費（弁当など）等については、受講者若しくは、開設担当部局が負担とします。

　　　　　　（１）講師謝礼金は、西原町規定に基づき、生涯学習課から講師へ支払う。

（２）学級運営協力謝礼金として、学級開設担当部局に１学級につき2千円を支払う。

（３）その他、教育委員会が認めるもの。

１２．報　告：家庭教育学級終了後、１週間以内に下記の書類を生涯学習課へ提出します。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（※提出期限厳守）

　　　　　　　①様式３・「学級運営記録」

②様式４・「学級日誌」

③様式５・「家庭教育学級出席簿」

④様式６・「家庭教育学級 受講者アンケート」

⑤様式７・「口座振込払申出書兼個人番号提供票」

※⑤様式７について担当部局（PTA・自治会・組織・団体）の口座を西原

町に債権者登録がなされてないと謝礼金の支払いができません。

　　★すでに西原町役場に登録されている場合は不要です。

※①～⑤の書類提出終了後、講師と運営協力等の謝礼金振込手続きが行われます。

　　　　　　　　　　　　　　　　お問合わせ及び提出先

西原町教育委員会 生涯学習課（西原町中央公民館）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 ☎： ０９８－９４５－３６５７

FAX： ０９８－９４５－４０１６